

広域紋別病院企業団監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年度広域紋別病院企業団定期監査の結果に基づき措置状況の通知があったので、同法同条同項の規定により公表する。

令和3年3月29日

広域紋別病院企業団監査委員

村 井

毅



広域紋別病院企業団監査委員

石 田 久

就



令和2年度 広域紋別病院企業団定期監査指摘事項等に係る措置状況

NO	所 属	分 類	定期監査実施の結果	判 定						指摘事項等に至った原因	措置状況又は今後の対応方針
				指 摘	指 導	注 意	検 討	報 告 記 載	記 載 頁		
1	経営企画室	2-⑥ 手数料、使用料 及び賃借料	タクシーチケット使用簿において、廃棄・返却となっ ているが、実際には使用されているものが散見される。		○			○	2	主として出張医師送迎用として使用 しておりますが、タクシーチケットの管 理の不十分であったことが原因。	改めてタクシーチケットの適切な管理 (廃棄・返却など)を徹底いたします。
2	医事課	1-④ 滞納整理事務	全体的に業務の停滞が見受けられる。		○			○	2	今年度未収金に係る調査及び管理 の是正を図ったところである。調査等 の範囲はこれまでの債権も含め一律 行った。よって昨年度までの業務停 滞及び情報の入手の遅延は認める が、新型コロナウイルス感染症の流 行に伴い未収金の出張徴収など債 権回収業務に支障をきたしているも の、業務の是正は行っている。	今年度より業務の是正を図っている ことから今後も債権回収に係る計画 や折衝を行い、債権管理システムの 導入も含め回収に努める。